令和4年度 和歌山県農業農村振興委員会 日本型直接支払事業推進部会

日本型直接支払制度 令和4年度の実施状況及び今後の取組について 環境保全型農業直接支払制度

令和5年3月15日 和歌山県 農林水産部 農業環境・鳥獣害対策室

環境保全型農業に関する施策の変遷

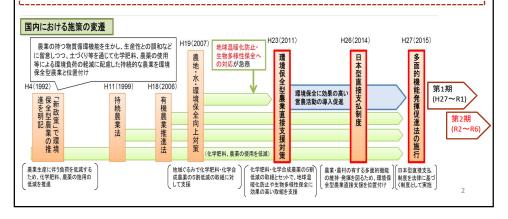
〇H19年度:農地·水·環境保全向上対策

地域ぐるみで化学肥料・農薬を5割以上削減する取組を支援

OH23年度:環境保全型農業直接支援対策

「5割削減」とセットで行う温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援

〇27年度:農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律施行



環境保全型農業直接支払制度について

日本型直接支払制度

- 〇農業・農村は、国土保全、水源かん養、<u>自然環境保全</u>、景観形成等の多面的機能を 有しており、その利益は広く国民全体が享受。
- ○多面的機能が今後も発揮されるよう、地域活動や営農の継続等の支援を行う必要。

環境保全型農業直接支払

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う 追加的コストを支援。
■

例)有機農業

化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組

草生栽培

果樹又は茶の園地に緑肥を作付けする取組



施策支援に対する考え方

環境保全効果
高
○

当化される営農活動ながら推進することが正社会が一定の負担を行い

進すべき活動生産者自らの責任で

○有機農業(化学肥料·農薬 不使用)

- 〇地球温暖化の防止に資する取組
 - ・有機農業 ・堆肥の施用・草生栽培
 - ・カバークロップ ・リビングマルチ
- ・長期中干し・不耕起播種 ・秋耕
- 〇生物多様性の保全に資する取組
- ・性フェロモン剤の導入
- 〇化学肥料、農薬を相当程度(5割以上)減らす取組
- ・土づくりの励行
- ・農薬散布・肥料施用記録の作成
- ・研修会への参加 等
- ・農薬取締法に基づく適正な農薬の使用・廃掃法に基づく廃棄物の適正な処理等

 \Box

法律等 の規制

環境保全型農業

直接支払

低

4

支援対象となる取組

R4年度より取組拡大加算が追加

全国共通取組

















地域特認取組



- ・農薬を使用しない又は低減することで<u>生物個体数が増加</u> →生物多様性の保全に貢献
- ・農地に還元されたカバークロップや堆肥の一部が土壌有機 炭素となり、土壌中に貯留され、<mark>地球温暖化防止に貢献</mark>

支援内容 (R4年度)

化学肥料、化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから 原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の対象取組に対して支援

取組		交付単価(国+地方)		
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000円/10a		
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算。			
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円/10a		
	取組拡大加算(※)	4,000円/10a		
堆肥の施用	4,400円/10a			
カバークロップ	6,000円/10a			
リビングマルチ(うち、小麦・大麦等)		5,400円/10a (3,200円/10a)		
草生栽培		5,000円/10a		
不耕起播種		3,000円/10a		
長期中干し		800円/10a		
秋耕	800円/10a			
地域特認取組(性フェロモン剤の導入)		8,000円/10a		

※既存の有機農業者が、新規で有機に取組む農業者に指導等をすることで、新規農業者の面積分交付される 取組。

支援対象者

<u>農業者の組織する団体</u>、一定の条件を満たす農業者等 (事業計画の承認を受けることが必要)

促進計画策定状況

市町村は「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画」において、 「環境保全型農業直接支払事業」の推進方針を記載する必要がある

促進計画における「環境直払事業」計画策定状況

全市町村:30 策定市町:15 非策定市町:13 事業対象農地なし:2

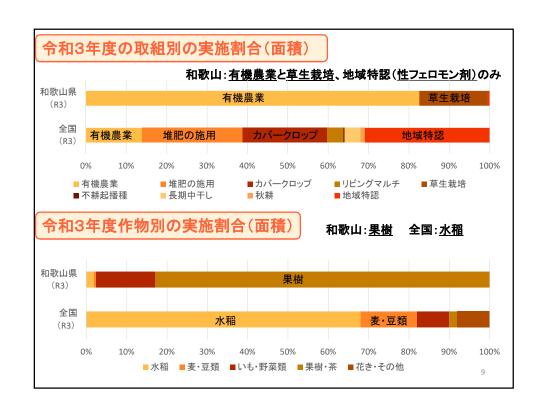
市町村	策定	備考
和歌山市	×	策定準備中
海南市	0	
紀美野町	×	
紀の川市	0	
岩出市	0	
橋本市	0	
かつらぎ町	0	
九度山町	×	
高野町	×	
有田市	0	
湯浅町	×	
広川町	0	
有田川町	0	
御坊市	0	
美浜町	0	
		•

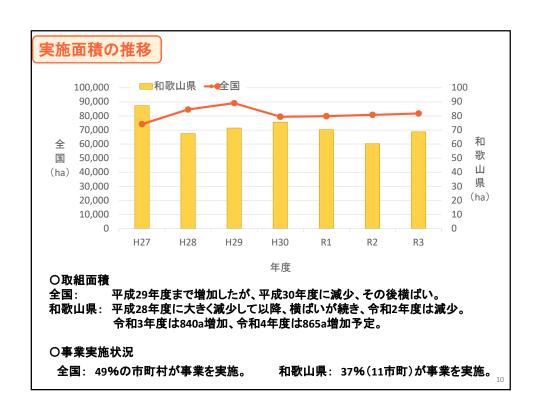
市町村	策定	備考
日高町	×	
由良町	×	
印南町	×	
みなべ町	0	
日高川町	×	
田辺市	0	
白浜町	0	
上富田町	0	
すさみ町	0	
新宮市	×	
那智勝浦町	×	
太地町	_	事業対象農地 なし
古座川町	×	
北山村	_	事業対象農地 なし
串本町	×	

令和4年度事業実績(見込み)

<u>11市町</u>で事業実施

		対象活動の実施面積(a)			
	合計	カバー クロップ	草生栽培	有機農業	性フェロモン 剤の導入
海南市	462		196	266	
紀の川市	1,275			1,275	
岩出市	407	64		343	
橋本市	629			629	
かつらぎ町	751		23	728	
有田市	276			276	
有田川町	628			628	
みなべ町	1,632		919	681	32
田辺市	1,432			1,432	
白浜町	132			132	
上富田町	100			100	
合計	7,724	64	1,138	6,490	32





支援制度の変更とその影響(第1期平成27年度~平成31年度)

27年度

- ① 対象者が「農業者」から「農業者の組織する団体」に変更
- ・組織化されなかった市町等で、27・28年度に実施面積が減少
- 29年度以降、組織化の動きが見られる
 (28年度17団体、29年度18団体、30年度22団体)
- ②「複数取組」の支援対象化
- ・野菜栽培で複数取組が増加(紀の川市、岩出市)

29年度

①交付単価の見直し <u>草生栽培</u> 8,000円/10a → 5,000円/10a

30年度

- ① 国際水準GAPに取り組むことの要件化
- ② 複数取組への支援中止
- ③ 全国共通取組への予算優先配分

支援制度の変更(第2期令和2年度~令和6年度)

2年度

- ① 有機農業の取組水準の引き上げ
 - ・取組水準を「国際水準の有機農業」=有機JASの水準に合わせる。 (有機JAS認証の取得は必須ではない。)

3年度

- ① 有機農業実施者全員に対して、現地確認が必須に
- ② 環境保全効果の高い取組を全国共通取組に追加
 - 草生栽培 ・リビングマルチ ・不耕起播種 ・長期中干し ・秋耕

4年度

①みどりのチェックシートへの取組の要件化

GAPの取組に代わり、みどりのチェックシートの取組実施が交付要件に追加

②取組拡大加算が全国共通取組に追加

新規に有機農業に取組む農業者に、既存の有機農業を行う農業者が指導等を 行うことで、新規農業者の面積分の交付金を農業者団体に交付。

12

支援単価の変更(第1期→第2期)

注)有機農業2,000円の加算措置

- 土壌分析を実施するとともに、
- ・ 堆肥の施用 ・ カバークロップ・リビングマルチ ・ 草生栽培
- の、いずれかを実施した場合

			の、いずれがを美心した場合
取組		交付単価(国+地方)	
有機農業	そば等雑業	段、飼料作物以外	8,000円/10a → 12,000円/10a
		このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する 場合に限り、2,000円を加算。 注)	
	そば等雑業	段、飼料作物	3,000円/10a
	取組拡大力	11算	4,000円/10a(R4新設)
堆肥の施用			4,400円/10a
カバークロップ		8,000円/10a → 6,000円/10a	
リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)		8,000円/10a → 5,400円/10a (5,000円/10a → 3,200円/10a)	
草生栽培		5,000円/10a	
不耕起播種			3,000円/10a
長期中干し		800円/10a	
秋耕		800円/10a	
地域特認取組(性フェロモン剤の導入)		8,000円/10a 13	

県内の取り組み状況

県内の取組状況

〇令和2年度

第2期開始により、有機農業等の取組水準が引き上げられた。 第1期の初年度(平成27年度)に作成した5か年計画が完了した。 農業者の高齢化

- →県内の取組件数は、前年度から4件減少した。(22件→18件)
- 〇令和3年度
 - 1件取組停止があったものの、新たに取組件数が2件増加
 - →県内の取組件数は、前年度から1件増加した。(18件→19件)
- 〇令和4年度

有機農業とカバークロップを行う新規農業者団体が参入 新たに取組件数が2件増加した。(19件→21件)

令和5年度の推進方針

- 〇農業者への事業の周知とグループ化推進
 - ・土壌診断やエコ農業に関する研修会等において、事業の紹介やパンフレット等の配布
- ○土壌診断やエコ農業に関する研修会の実施、技術指導
- 〇市町促進計画における「環境保全型農業直接支払事業」方針の策定の 働きかけ
 - ・環境直払事業未実施市町へ、積極的に事業の情報提供

15